

特別加入（中小事業主等）制度を 活用してみませんか？

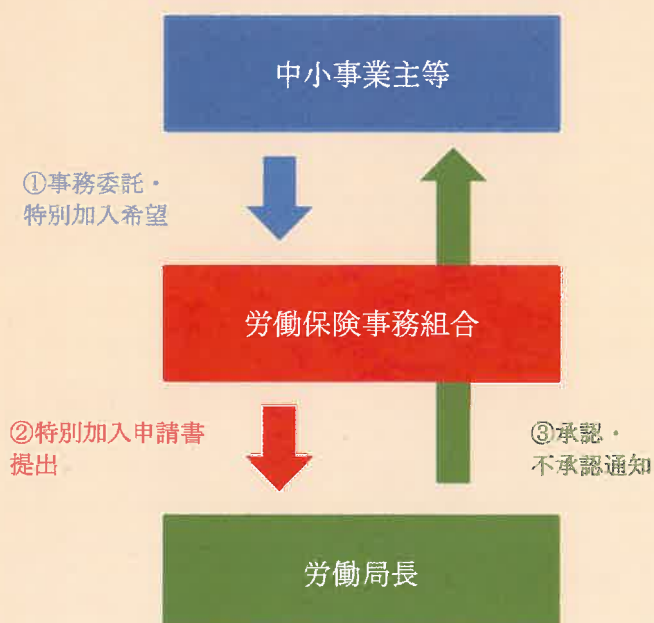
労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当と判断される一定の人には特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。
特別加入をしますと、例えば、労働者と一緒に仕事をしていてケガをし、一定期間働けなくなった場合、療養補償給付と休業補償給付等が支給されます。

👉 特別加入をする場合のポイントは？

労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託
することが必須となります。

雇用する労働者がいることが必要です

◆加入の流れ



注意事項

- ・事業主の家族従事者等がいる場合は一緒に加入する必要があります。
- ・粉塵作業を行う業務等一定の業務に従事したことがある場合、健康診断が必要になる場合があります。

詳しくは
労働保険適正加入推進員に
ご相談ください。

特別加入に関する Q&A

☞ 中小事業主等とは？

- ① 労働者を常時使用（年間に 100 日以上）する以下の規模に該当する事業主
- ② 事業主の家族従事者、法人の場合は役員など

☞ 規模は？

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50 人以下
卸売業・サービス業	100 人以下
上記以外の業種	300 人以下

☞ 保険料はどのくらい？

給付基礎日額×365×事業別保険料率

給付基礎日額は 3,500 円から 25,000 円の間で労働局長に申請し、決定されたもの（例：給付基礎日額が 10,000 円で建設事業（既設建築物設備工事業）の場合、保険料率は 12/1000 で年間保険料は、10,000 円×365×12/1000=43,800 円になります）。

☞ 補償の対象となる範囲と補償内容は？

業務災害・通勤災害（療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付その他）

- ① 労働者の所定労働時間内に特別加入申請した事業のためにする行為及びこれに直接付帯する行為（事業主として行う経営管理等の行為を除く）。
- ② 労働者の時間外労働や休日労働に応じて就業する場合。
- ③ ①又は②に前後して行う業務（準備・後始末など）を事業主のみで行う場合。
- ④ 通勤災害は、一般の労働者と同様に扱われますが、業務災害には一定の制限がありますので詳細は労働保険適正加入推進員（推進員）にお問合せください。

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会は、厚生労働省の委託を受け、会長が委任した「労働保険適正加入推進員」を通じ、労働保険加入促進業務を行い、未手続事業の解消に努めております。

推進員連絡先